

令和2年4月1日

令和2年度税制改正に伴う小売電気事業等及び発電事業等に係る
法人事業税の税率の改正について

令和2年度税制改正において地方税法が改正され、電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われました。資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとされました。

和歌山県は、地方税法の改正を踏まえ、小売電気事業等及び発電事業等に係る税率を下記のとおり改正しました。改正後の税率は、令和2年4月1日以後開始する事業年度に適用されます。

法人区分	所得等の区分	事業税の区分	税率
小売電気事業等又は 発電事業等を行う法人	資本金の額又は出資金の額が 1億円を超える普通法人	付加価値割	0.37%
		資本割	0.15%
		収入割	0.75%
	上記以外の法人	所得割	1.85%
		収入割	0.75%